生駒市規則第41号

生駒市生涯学習施設及び体育施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月24日

生駒市長 山下 真

生駒市生涯学習施設及び体育施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市生涯学習施設及び体育施設の使用料等に関する規則(平成24年6月生 駒市規則第21号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則

第1条中「別表第2」の次に「、生駒ふるさとミュージアム条例(平成24年 10月生駒市条例第37号)別表」を加える。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項中「生涯学習施設の使用料等」を「使用料等(体育施設の使用料等を除く。)」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条を第4条とし、第2条の次 に次の1条を加える。

(生駒ふるさとミュージアムの附属設備利用料金の額)

第3条 生駒ふるさとミュージアム条例別表に規定する市長の定める額は、別表 第3に定める額とする。

別表第3中「第3条」を「第4条」に改め、同表を別表第4とし、別表第2の 次に次の1表を加える。

別表第3 (第3条関係)

附属設備	1回当たりの利用料金の額
ОНС	1 台 6 0 0 円
液晶プロジェクター小	1 台 2 0 0 円

備考 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上の連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。

附則

この規則は、平成26年2月1日から施行する。